

令和4年度 第6回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和4年度第6回農業委員会総会日程表

日 時 令和4年9月5日（月） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 (追加提案) 報告第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願について
- 日程第8 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（貸借）の承認について
- 日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）の承認について
- 日程第10 議案第7号 農地台帳登載願について
- 日程第11 議案第8号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 日程第12 諮問第1号 法定外公共財産（道）の用途廃止について
- 日程第13 (追加議案) 議案第9号 四国中央市農業委員会公告式等規則の一部改正について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 4 横尾昇 |
| 5 押条和司朗 | 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 |
| 9 星川俊夫 | 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 |
| 13 鈴木博美 | 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（22名）

1 脇 純 樹	2 石 川 茂	3 薦 田 悦 男	4 森 川 雅 之
5 石 川 俊 治	6 佐 藤 保 之	7 宇 高 勉	8 鎌 倉 静 夫
9 尾 崎 之 隆	10 喜 井 仁 志	11 村 上 紘 一	12 三 宅 恒 久
13 紀 井 正 明	14 受 川 清 男	15 河 村 一 碩	18 眞 鍋 聖 二
19 川 上 雅 司	20 渡 辺 昇	21 越 智 寧	22 村 上 佳 清
23 近 藤 良 啓	25 鈴 木 敏 也		

欠席委員（1名）

17 寺 尾 悟 志

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

16 合 田 篤 夫 17 鈴 木 一 郎 24 高 橋 祥 志

出席した職員

事務局長 篠 原 敬 三	次 長 三 宅 栄 一	係 長 武 村 美 保
係 長 三 村 真 都 華	主 査 金 子 愛 弓	

第6回 四国中央市農業委員会総会 次第書

開会 令和4年9月5日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

局長 「礼」ご着席ください。

局長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いいたします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

議長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

17番 寺尾 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

16番 合田 委員

17番 鈴木 委員

24番 高橋 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

7番 鈴木 委員、8番 篠原 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。武村 係長

武村 それでは、報告第1号、「農地法第18条第6項の規定による通知」について、報告いたします。

番号1の案件については、令和4年6月4日解約。

番号2の案件については、令和4年7月15日解約。

番号3の案件については、令和4年7月12日解約。

番号4の案件については、令和4年6月17日解約。

番号5の案件については、令和4年8月5日解約。

以上、5件の解約通知がありましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第3、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願」について、を議題といたします。

議長 報告を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、本日、追加提案しております、報告第2号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願」について、報告いたします。追加提案分議案書の1ページをご覧ください。

本日、審議予定となっております、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の番号5につきましては、申請者の都合により「取下願」が提出されましたので、報告します。

議長 以上で報告を終わります。

議長 日程第4、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

番号1の案件については、小作地開放です。所有権を取得し、経営の安定を目指すもので、許可後は野菜の栽培を予定しています。

番号2の案件については、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、許可後は里芋の作付けを予定しています。

番号3の案件については、贈与による小作地開放です。所有権を買い取り経営の安定を目指すもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

番号4については、売買による所有権移転です。受人は現在農地を所有しておらず、今回の申請で新たに下限面積(3,000㎡)を超える農地を取得する新規就農者です。受人は、長年農業を实践したいと考えており、今回の申請に至りました。8月17日、申請者に対し、地元推進委員2名とヒアリング及び現地確認を行い、農地利用計画等の確認をしております。許可後は野菜、果樹等の栽培を予定しています。

番号5の案件については、先ほど説明しましたとおり、取下願が提出されました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 番号1番について質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 続きまして2番

委 員 異議ありません。

議長 3番

委員 異議ありません。

議長 4番

委員 申請者は現在農地を所有しておらず、今回の申請で3,000 m²以上を取得する新規就農者であるため、8月17日申請者と地元推進委員2人でヒアリングと現地確認を行いました。申請者は、農家の手伝いや家庭菜園程度の経験ですが、夫婦とも農業に対する憧れや意欲を以前から強く持っており、新宮地域で近年、耕作していたところ、今回の土地が見つかり申請に至ったようです。申請者は、現在自営業で時間も十分取れるため、家族の協力を得ながら、今後は果樹や野菜の栽培、荒廃した茶園の再生等を行い、将来はブルーベリーの栽培を計画し、趣味と実益を両立したいと考えているようです。

調査の結果、申請地は遊休農地となっており、一部は荒廃している状況も見受けられました。新宮地域においては、不在地主が多く耕作放棄地が増え、鳥獣被害も増えています。このような現状の中、農業を新たに始めることは大変だと思われませんが、農地を管理し耕作してくれることは、耕作放棄地の解消となり、近隣農家や地域住民にとっても大変歓迎すべきことだと思います。

以上のことから、許可することに問題はないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請」について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 日程第5、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。武村 係長
- 武 村 それでは、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。
- 番号1の案件については、現在、新居浜市の借家に住み、四国中央市の職場に通う申請者が、相続により取得した実家近くの申請地を譲り受けての一般個人住宅建築で、申請地は、将来的に市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することは、やむを得ないと思われまます。
- 以上で説明を終わります。
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 委員の方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。
- 議 長 番号1番について質疑ありませんか。
- 委 員 特に異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 委 員 （「特になし。」との声）
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 （挙手全員）
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、「異議がない旨の意見」とす

ることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第6、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、説明いたします。

申請件数は10件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

番号1の案件について、受人は、現在両親と同居していますが、利便性の良い申請地を譲り受けての宅地造成で、造成後は、両親が自己住宅を建築し、家族で転居予定です。申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号2の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、住環境に恵まれた申請地を譲り受けての建売住宅建築で、申請地周辺は宅地化が進み市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号3の案件について、受人は宅地建物取引業を営む法人ですが、準工業地域にある申請地を譲り受け、土地造成のうえ事業用宅地として販売するもので、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することはやむを得ないと思われま

す。番号4の案件について、受人は製造業を営む法人ですが、今般、自社の看板を設置するため、申請地を譲り受けての広告看板の設置で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われま

す。番号5の案件について、受人は集合住宅の需要が高い、申請地を譲り受け

での集合住宅建築で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号6の案件については、今年4月の総会において、農業振興地域からの除外について諮問された案件で、申請地は第1種農地ですが、例外許可事由の「集落接続」に該当するため、申請されたものです。受人は現在、賃貸共同住宅に居住していますが、手狭になったこと、また農業後継者として、申請地を父から借り受けての農家住宅及び農業用倉庫の建築で、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号7の案件について、受人は太陽光売電業を営む法人で、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設で、申請地は小集団の農地であり、また、地元土地改良区の同意も得ていることから、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。

番号8の案件について、受人は地元水利を管理する団体で、今般、農業用送水ポンプ場の施設管理用地として申請地を譲り受けるものです。申請地は第2種農地であり、既存施設にも隣接し、ポンプの管理上、転用許可申請することは、やむを得ないと思われます。なお、申請地は既に造成されているため、始末書が提出されています。

番号9の案件について、受人は製袋業を営む法人ですが、現在、既存工場の増設を予定しており、それに伴う従業員増員により、従業員駐車場が不足するため、申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地周辺は宅地化が進み、市街化が見込まれる地域であるため、転用許可申請することはやむを得ないと思われます。

番号10の案件について、受人はLPガス販売等を営む法人ですが、現在従業員駐車場が不足しており、本社近くの申請地を譲り受けての露天駐車場建設で、申請地は第3種農地であり、転用許可申請することは、やむを得

ないと思われます。なお、申請地2筆については、その他貸借権が設定されていますが、申請にあたり、小作人より申請内容に同意し、同申請の許可を条件に小作権の合意解約を行う旨の意思表示がなされています。
以上で説明を終わります。

- 議長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。
- 議長 番号1番
委員 異議ありません。
- 議長 2番
委員 異議ありません。
- 議長 3番
委員 異議ありません。
- 議長 4番
委員 異議ありません。
- 議長 5番
委員 異議ありません。
- 議長 6番
委員 異議ありません。
- 議長 7番
委員 異議ありません。
- 議長 8番
委員 異議ありません。
- 議長 9番
委員 異議ありません。

議長 10番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第3号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第7、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、説明いたします。

番号1の案件については、今年7月の総会において審議され、「異議がない旨の意見」を附して県へ進達した案件ですが、申請人の資金計画に変更が生じたため申請を取り下げるものです。なお、資金計画が整い次第、再申請する旨、申請代理人に確認しております。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、よろしく申し上げます。

議長 番号1番について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第4号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願」について、「異議がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、「異議がない旨の意見」とすることとし、同意見を附して県知事に進達いたします。

議長 日程第8、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。 武村 係長

武村 それでは、議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(貸借)の承認」について、説明いたします。

番号1の案件については、3年間の使用貸借です。

番号2の案件については、5年間の使用貸借です。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番

委員 特に異議ありません。

議長 2番

委員 特に異議ありません。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（貸借）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第9、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。武村 係長

武村 それでは、議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、説明いたします。

番号1と2の案件については、農用地利用集積計画による所有権移転です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定される要件を満たす認定農業者が、農業振興地域内の優良農地を取得するための申請です。

番号1と2の案件について、取得後はネギの栽培を予定しています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番と2番

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認」について、「支障がない旨の意見」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 （挙手全員）

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、「支障がない旨の意見」とし、市へ答申することに決しました。

議長 日程第10、議案第7号、「農地台帳登載願」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三宅 それでは、議案第7号、「農地台帳登載願」について、説明いたします。番号1の案件については、農地台帳登載申請があり、申請人立会いのもと、8月19日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 番号1番、質疑はありますか。

委員 8月29日、現地確認を行いました。ちょうど夫婦で農作業に励んでおられました。ここには以前農業用倉庫が建っていたそうですが、現在は取り壊し、農地として整地されており、一角には野菜が植えられておりました。

また、来年には栗を植える予定とのことですので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 （「特になし。」との声）

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第7号、「農地台帳登載願」について、原案のとおり農地台帳に登載することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり登載することに決しました。

議 長 日程第11、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。三宅 次長

三 宅 それでは、議案第8号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、説明いたします。

農地の相続人が引き続き、相続税の納税猶予を受ける場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により適用を受ける農地について、引き続き農業経営を行っていることを証明する書類の添付が必要です。証明につきましては、農業委員会が行うこととなっており、最終的に引き続き農地の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の案件については、8月8日に現地調査を行いました。番号2の案件については、8月22日に現地調査を行いました。

以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議 長 番号1番、質疑はありませんか。

委 員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また8月8日、現地確認を申請者とおこないました。野菜や柑橘、米などの栽培を行っており、

しっかりと管理されていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 申請者は、これまでも農業に従事しており、納税猶予の適用を引き続き受けるための適格性については問題ないと思います。また8月22日、現地確認を申請者とおこないました。米を中心に柑橘の栽培も行っており、しっかりと管理されていることが確認できましたので、問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第8号、「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり「引き続き農業経営を行っている旨の証明」をすることに決しました。

議長 日程第12、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、説明いたします。

番号1の案件について、当該「道」は、申請人が駐車場として使用している所有地に隣接しており、現在、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、自己所有地とともに一体利用する予定です。なお、地元土地改良区の同意書が添付されています。

番号2の案件については、今年7月の総会において、「農地法第5条第1項の規定による許可申請」で意見を附して県に進達し、「露天駐車場及び資材置場」の転用許可を受けた案件の関連です。当該「道」の用途を廃止し、払い下げを受け、一体利用する予定です。なお、地元水利組合の同意書が添付されています。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 番号1番、質疑はありませんか。

委員 現地を確認しましたが、人が通れるような状況ではなく、公共の用に供されていない状況です。また、地元土地改良区の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 番号2番

委員 8月29日、現地を確認しましたが、公共の用に供されていない状況です。また、地元の水利組合の同意も得られていることから、用途廃止することは問題ないと思います。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (「特になし。」との声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道)の用途廃止」について、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とし、市へ答申いたします。

議長 日程第13、議案第9号、「四国中央市農業委員会公告式等規則の一部改正」

について、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。金子 主査

金子 それでは、議案第9号、「四国中央市農業委員会公告式等規則の一部改正」について、説明いたします。

本日配布しました、追加提案分議案書と「四国中央市農業委員会公告式等規則」をお手元にご準備ください。

追加提案分議案書2ページをお開きください。

はじめに、この規則は、平成16年に施行され、四国中央市農業委員会の公告式、公印及び委員等の身分を示す証票に関して規定されています。

それでは、「公告式等規則の一部改正」について、配布しました資料「四国中央市農業委員会公告式等規則」に沿って説明いたします。

主な改正点について説明します。

1点目は、公印の取扱いに関する規定を整備します。第3条から第4条に定めており、近年のデジタル化の推進を鑑みて、電子公印等による業務の効率化を図ることを主な目的としたものです。また、そのほかの取扱いについて「四国中央市公印規則」の規定を準用します。

2点目は、第5条及び最終ページの「別記様式」をご覧ください。「農業委員会等に関する法律」が平成27年に改正されたことに伴い、同法第35条第2項に基づき、農地利用最適化推進委員を追加します。

また、そのほか一部文言の修正をしています。

なお、同規則は、地方自治法第138条の4第2項に基づき、農業委員会で定める規則となることから、別紙のとおり、同規則を一部改正することについて、農業委員会の意見を求めるものです。また、当改正は総会議決後、施行予定です。

以上で説明を終わります。

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 質疑はありませんか。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第9号、「四国中央市農業委員会公告式等規則の一部改正」について、原案のとおり、規則の一部を改正することに賛成の委員の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員であります。よって、議案第9号は、規則の一部を改正することに決しました。
- 議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了しました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 (「特になし。」との声)
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局 長 事務報告
- 議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力、ありがとうございました。
- 局 長 ご起立願います。
- 局 長 「礼」、お疲れ様でした。
- 閉会時間 (14 : 10)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 隆

委 員 金 木 裕 三

委 員 藤 原 京 子